

○鏡川清流保全条例 （抜粋）

前文

鏡川は、流域の豊かな自然環境を形成するとともに、幾多の文化と歴史をはぐくみ、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

また、鏡川は市民にとって重要な飲料水源であり、かつ、アユをはじめとする多くの水生生物の生息の場でもあり、いわば生命の源である。

すでにわれわれは、高知市民憲章として鏡川を清潔なまちのシンボルに掲げ、その清流を市民のふれあいや憩いの場として親しんできた。

市民は、都市化の進展や時代の移り変わりによつてかげりを生じつつある鏡川の清流と詩情豊かな水辺空間の回復を強く望んでいる。

この市民の心のふるさとである鏡川の清流を保全し、次代に引き継ぐことは、われわれに課せられた重大な責務である。

ここにわれわれは、衆知と総力を結集し、市民あがて鏡川の清流を保全し、良好な水辺環境を確保していくために、この条例を制定する。

第5章 鏡川清流保全審議会

（鏡川清流保全審議会）

第26条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、鏡川の清流保全に関する重要事項を調査審議するため、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、鏡川の清流保全に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 審議会は、専門的事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者及び市民

（2）関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

8 審議会の組織・運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

○ 鏡川清流保全審議会運営規約

(目的)

第1条 この規約は、鏡川清流保全審議会（以下「審議会」という。）を円滑に運営するため鏡川清流保全条例第26条第8項の規定に基づき定めるものである。

(会長)

第2条 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故のあるとき、又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある特別委員のそれぞれ過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議するため、必要あるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第5条 本規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成元年11月7日から施行する。

附 則(平成29年11月22日)

この規約は、平成29年11月22日から施行する。

附 則(令和2年10月29日)

この規約は、令和2年10月29日から施行する。